

令和2年4月9日

高知県における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する提言（その2）

高知県感染症対策協議会

高知県においては、4月9日時点において、直近1週間の新型コロナウイルス感染症の患者数が28名となり、その1週間前（9名）に比べ3倍を越える増加を認めています。また、患者が大幅に増加し、緊急事態宣言の対象地域となる一步手前に置かれており、感染拡大警戒地域に相当すると考えられます。

さらなる感染の拡大が続くことを防ぐため、4月下旬までの間、より強力な感染拡大防止対策を行う必要があります。

県や医療機関、県民の皆様におかれましては、以下に示す感染まん延防止対策及び医療提供体制の一層の強化等につとめていただきますよう提言いたします。

第1 感染まん延防止対策

(1) 4月26日までの間は、以下の点について遵守していただきますよう強くお願いいたします。

- ・ 昼間も含めた不要不急の外出を自粛すること
(仕事や生活必需品の買い物などは、不要不急にはあたらない)
- ・ 特に夜の街への外出を自粛すること
- ・ 「3密」が濃厚に重なる場所への外出を自粛すること
- ・ 特に密接場面での会話を避けること

(2) また、当面の間は上記(1)に加えて、以下の点に努めていただきますようお願いいたします。

- ・ 集会・イベントを中止し、また参加を自粛すること
- ・ 家族以外での会食を自粛すること
- ・ 感染が拡大している地域との往来を自粛すること
- ・ 緊急事態宣言の対象地域から本県へ入ってこられる方について、2週間程度不要不急の外出を自粛し、その間健康観察(発熱や咳症状の有無等)を徹底すること

第2 医療体制の強化等

入院医療体制については、入院を要する患者が増大しており、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたす段階に入りつつあります。

このため、本県においては、症状がない又は医学的に症状が軽い方(高齢者や基礎疾患を有する方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊産婦を除く)については、PCR検査が陽性であっても、原則として自宅や宿泊滞在施設での安静・療養とすることが必要であると考えます。